

定款

2026（令和8）年7月1日 設立

ワーカーズ・コレクティブ
労働者協同組合連合会

第1章 総則

(目的)

第1条 本連合会は、ディーセントワーク及びワーク・ライフ・バランスを尊重し、多様な就労機会の創出と地域における多様な需要に応じた事業の推進を通じて、持続可能な活力ある地域社会の実現を目指す労働者協同組合及びその連合会が連携・連帯する全国組織として、会員の事業及び活動の発展を支援するとともに、市民が自治するより豊かな地域社会づくりを促進することを目的とする

第2条 本連合会は、ワーカーズ・コレクティブ労働者協同組合連合会と称する。

2 本連合会の略称は、ワーコレ労協連とする。

第3条 本連合会は、東京都世田谷区に事務所を置く。

(事業区域)

第4条 本連合会は、全国をもってその事業区域とする。

(会員資格)

第5条 本連合会の会員たる資格を有する者は、本連合会の目的に賛同する以下の各号に掲げる団体とする。

- 一 労働者協同組合法人
- 二 労働者協同組合連合会

2 前項の者以外の者であって、本連合会の目的に賛同し、その推進に寄与しようとする者(賛助会員)。

(公告)

第6条 本連合会の公告は、電磁的方法にて公告を行う。

(規約等)

第7条 次の事項は、労働者協同組合法及びこの定款で定めるものの他、規約で定める。

- 一 年会費に関する規約
- 二 総会（総代会）の運営に関する規約
- 三 役員選任規約
- 四 理事会が必要と判断するその他の事項

2 規約で定めなければならない事項を除いて、理事会が任命したものが提議し、理事会の議決による承認を要する規則で以下を定めることができる。

- 一 理事会が必要と判断する規則

第2章 事業

第8条 本連合会は、第1条の目的を達成するため、会員団体の指導、連絡及び調整に関する以下の事業を行う。

- 一 会員団体からの要請又は連合会と会員団体との合意に基づき、組合の適正な運営に資することを目的として、会員団体の業務及び会員資格に関する指導を行う。
- 二 働く人の協同組合の普及推進に必要な情報提供
- 三 会員間の交流及び意思疎通の促進
- 四 会員の事業に必要な調査研究、出版、教育及び運営指導
- 五 国内及び国際の協同組合運動等との交流及び連携
- 六 その他、第1条の目的の実現に必要な事業

2 本連合会は、その事業を行うに当たり会員の意見が適切に反映される方途を講ずる。

(連合会事業の委託)

第9条 本連合会は、本連合会の業務の全部または一部を行わせる会員団体と業務委託契約を締結し、当該会員団体に本連合会の名称で当該業務を行わせることができる。

第3章 会員

第10条 本連合会の会員たる資格を有する者は、理事会の承諾を得て、会費の全額の払込を完了したときに加入することができる。

(会員名簿の作成、備置き及びその閲覧)

第11条 本連合会は、会員名簿を作成し、会員名及び住所、加入の年月日を記載し、主たる事務所に備え置く。

(権利)

第12条 会員は、次の権利を有する。

- 一 連合会の重要事項に関する情報の開示を要求する権利
- 二 事業計画の作成及び協議に参加する権利

(議決権及び選挙権)

第13条 会員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。賛助会員においては、議決権及び選挙権は有しない。

- 2 あらかじめ通知のあった事項にかぎり、書面又は代理人による議決権又は選挙権を行使することができる。
- 3 前項の規定にもかかわらず、議決権を電磁的方法によっても行使することができる。
- 4 前2項の議決権又は選挙権の行使者は出席者とみなす。
- 5 代理人の限度数、代理人の代理人たる証明、電磁的方法による議決権の行使の場合、電磁的方法で代理権を証する。

(義務)

第 14 条 会員は、以下の義務を負う。

- 一 労働者協同組合法及びこの連合会の定める定款に従い、この連合会の目的を実現するために必要な範囲で義務を負い、この連合会及び組合の振興のための秩序の維持。
- 二 この連合会が求める会員の事業計画書、予算書及び会計報告書等の資料、情報の提出。

(年会費の徴収)

第 15 条 本連合会は、第 8 条に定める事業を行うために必要な経費として年会費を会員から徴収することとする。

- 2 会員は、年会費を会費規約の定めに従い連合会に払い込まなければならない。

(自由脱退)

第 16 条 会員は、30 日前までに予告し、事業年度末に脱退することができる。

- 2 脱退の予告は、書面又は電磁的方法により行わなければならない。

(法定脱退)

第 17 条 会員は、次に掲げる理由により脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
 - 二 解散
 - 三 除名
- 2 除名は、次に掲げる会員につき、総会において総会員数の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。
 - 一 年会費を納入すべき会計年度の終了後 6 ヶ月以内において納入義務を履行せず、又は当該期間内において納入の遅滞について正当な理由を示さない会員。
 - 二 年会費を納入すべき会計年度の終了後 1 年以内に納入の遅滞について正当な理由があると認められ、続く 2 会計年度の終了日を期間の限度として、書面で約した納入義務の履行期日を経過した会員。但し、当該の納付義務が履行されない期間は、除名該当事由の進行期間とする。
 - 三 その他、この連合会又は他の会員の事業を甚だしく妨げ、又はその信用を著しく損なった会員。
 - 3 会員が、その責に帰すべき行為によって、この連合会又は他の会員に損害を与え、あるいは損失を発生させた場合、財産的責めを負うこととする。
 - 4 理事会が除名該当事由に当たり、又は除名該当事由に相当すると判断をした場合に会員を除名するには、総会の会日の 14 日前までに会員に通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 除名該当事由が消滅しない期間中において当該の会員は、この定款で定める会員としての権利を行使することができず、且つ、この連合会の理事会が相当と判断した手続きを速やかに執行するとともに、その経過を遅滞なく当該理事会に報告しなければならない。
 - 6 賛助会員についても第 2 項第三号及び第 3 項に掲げる規定を適用し、第 4 項及び第 5 項の適用を除外しないこととする。

第4章 役員

(役員の数)

第18条 本連合会の役員の数、以下とする。

- 2 理事の数は5人以上10人以内
- 3 監事の数は2人以上3人以内

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。

- 2 補充役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残存期間とする。
- 3 設立当時の役員の任期は、第1項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は1年を超えないものとする。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第20条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第21条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本連合会の業務に関する一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限を有し、本連合会を代表し、本連合会の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選出された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他の理事に委任することができる。
- 5 理事長は、通常総会の会日から14日前までに、理事会で承認を受けた事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事業所に備えて置かなければならない。
- 6 前第5項に掲げる書類を通常総会に提出する時は、監事の意見書を添付しなければならない。

(副理事長の職務)

第22条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

(理事の職務)

第23条 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、連合会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、理事全員の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、監査報告書を作成しなければならない。

(役員を選任)

第 25 条 理事は会員たる組合又は連合会の役員でなければならない。本連合会の役員は、指名推薦の方法を用い、役員選任規約に基づく役員選考委員会により提案される役員候補者名簿について総会での議決により出席者全員の同意により選任される。

(理事及び監事の報酬)

第 26 条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(役員の改選)

第 27 条 役員は、総会員の 5 分の 1 以上の請求により、任期中でもこれを解任することができる。

- 2 前項の規定による請求は改選の理由を記した書面をこの連合会に提出して、これをしなければならない。
- 3 前項の規定による書面の提出があったときは、組合は、総会の会日から 7 日前までに、その役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第 1 項の規定の請求にかかる役員は、前項の総会において出席者の過半数の同意があったとき、その職を免ぜられる。

(理事会)

第 28 条 理事会は、この定款、規約及び総会の決定に基づいて連合会の業務執行を決し、理事長の職務の執行を監督する。

- 2 理事会の議長は、理事会開催の都度、これを選任し、また、議事録を作成する責任を負う。
- 3 理事長は、年 4 回以上通常理事会を招集することとし、その他の者がこの定款で定める規定に基づいて理事会の開催を請求した場合に、臨時の理事会を招集しなければならない。
- 4 その他、議事録の作成及び保管などの必要な事項については、総会の運営に関する規約を準用することとする。

(書面又は電磁的方法による理事の理事会への参加)

第 29 条 理事は、書面又は電磁的方法で理事会の決議に加わることができる。

- 2 理事が書面又は電磁的方法で議決に加わる場合、議案があらかじめ書面又は電磁的方法で示されていなければならない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第5章 総会

(総会)

第30条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更（3分の2以上の多数による議決を必要）

二 規約の設定、変更または廃止（3分の2以上の多数による議決を必要）

規約の変更のうち、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会での議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を要しない事項の変更の内容の会員に対する方法は通知による。

三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 連合会への加入又は連合会からの脱退

六 その他定款で定める事項

(総会の招集)

第31条 通常総会は毎事業年度終了後2カ月以内に、臨時総会は必要がある時はいつでも、理事会の議決を経て代表理事が招集する。

2 本連合会は、総会の招集の通知を会日の10日前までに電磁的方法により行う。

(総会の議事)

第32条 総会の議事は、総会員の2分の1以上の出席を成立要件とする。

2 議長は、総会においてこれを選任する。

3 議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

4 議長は、総会の議事録を作成する責任を負う。

5 この定款に定めるほか、総会の運営に関する事項は別に定める

(書面又は電磁的方法による会員の総会への参加)

第33条 会員は、書面又は電磁的方法で総会の決議に加わることができる。

2 会員が書面又は電磁的方法で議決に加わる場合、議案があらかじめ書面又は電磁的方法で示されていないなければならない。

3 会員が総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、総会の決議があったものとみなす。

第6章 会計

(事業年度)

第34条 本連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 解散

(清算人)

第35条 本連合会が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、理事が清算人となる。ただし、総会において他の者を選任したときは、この限りではない。

(清算人の事務)

第36条 清算人は、就任の後遅滞なく、本連合会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これの解散を決議する総会に提出しその承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 清算人は、債権の取り立ての後、次の順序により財産の処分を行う。

- 一 債務の弁済
- 二 残余財産の処分
- 2 残余財産の処分先は、会員たる労働者協同組合又は特定非営利活動法人若しくはその他特定非営利活動促進法第11条第3項各号に掲げる者のうちから選定されなければならない。

附 則

第1条 この定款は、2026年6月23日より施行する。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和8年7月1日 東京都世田谷区赤堤4丁目1番6号

ワークーズ・コレクティブ労働者協同組合連合会

代表理事 藤井恵里